

事 務 連 絡

平成20年2月28日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 児童健全育成担当係 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

健全育成係

放課後児童クラブの運営に当たっての留意について

児童の健全育成につきましては、かねてより種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、独立行政法人国民生活センターが実施、公表した調査研究（「学童保育の実態と課題に関する調査研究」）において、利用者の利便性向上のための情報提供の充実や安全対策の強化等についての指摘があったところです。

中でも、放課後児童クラブの利用に当たり、運営者が利用者に一方向的に不利益となる内容の誓約書等の提出を求めるケースがあるとの報告がありましたので、貴職におかれましては、管内市町村及び放課後児童クラブ運営者に対し、改めて留意するよう周知方お願いいたします。

なお、事例毎の具体的な内容については、個別に判断する必要がありますが、内閣府ホームページ（<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/chikujou/index.html>）において、消費者契約法の観点から無効となり得る条項の事例を取りまとめていますので、参考としていただきますようお願いいたします。